

理由

今日労働組合に籍を置く者が誰か製糸労働者の組織強化を考へない者があらう。製糸は、我國に於て重要な産業の一つにして全國に約五十萬の、労働者を有するに不拘、その組織率は他の産業率に比して問題にならず、労働条件も、婦人及幼年工を多数使用する紡績産業より、遙かに低劣である。

同時に、工場法違反が平氣で公然と行はれてゐるのである。即ち、都會を離れた所に工場を經營し、且つ年奉公と云ふ封建的な雇傭關係を以て多くの農村の婦女子を、週期的に募集する等が此れ等の原因である云ねばならぬ。

又民政黨の緊縮政策の、製糸労働者に與へた影響は甚大であつた。新聞は工賃の不拂、或は延期により其の悲惨事を報導した事程左様に今日の製糸労働者は正に餓死線上に追ひやられたのである。然して、斯る状態に呻吟しつゝ、ある製糸労働者に幸福を與へ又その解放は、強大なる労働組合に待たなければならぬ。殊に、吾が日本労働同盟紡績労働組合とは此の役割を果す重要な使命を持つものである。

實行方法

- 一、各支部の、近接製糸工場を調査し先づ連絡を充分にし働きかける事。
- 二、支部及本部は協力して、勢力を集中し組織化に猛運動を起す事。

(十五) 操短即時解除要求闘争の件

理由

紡績聯合會が糸價釣上の爲めの生産制限、三割四分四厘の操短を實行して茲に一ヶ年半、操短は、我々労働者に何と與へたか。生産機關獨占の地位に立つ紡績聯合會の暴虐なる操短は結局労働者の首切り、労働の強化、手當の奪取、賃銀の低下となり、茲に我等紡績労働者は餓餓と窮乏のどん底へど、突き落されてしまつたのだ。

一方資本金はどうだ。不況と稱しつゝも、高率の配當を持続しつゝ、同時に新工場を次から次へと、増設してゐるではないか。

昭和五年一月より昭和六年一月、その一ヶ年間に、二十六萬六千二百八十三鐘の増鐘であつて、従業員は約五萬人の減少である。此の數字を以てしも、操短の理由が労働者の搾取以外な

に物でもなき事が證明される。

同時に、工場法第三條の除外例たる労働時間の一時延長が今尚ほ平然と、監督官廳より認可され繼續してゐる事は、操短の意義全く資本金の労働者階級の爲めのものである事が明かになるのである。

我等は起つて、全紡績労働者の全的幸福的爲めに斯る操短の即時解除の猛運動を起さねばならぬ。

實行方法

- 一、政府に對し工場法第三條除外例即時撤廢を要求する事。
- 一、資本金に對し各支部は大會決議を以て解除を迫る事。
- 一、紡績聯合會に對し抗議の決議文を送る事。
- 一、上層機關を経て全國的に日常闘争を巻き起す事。